

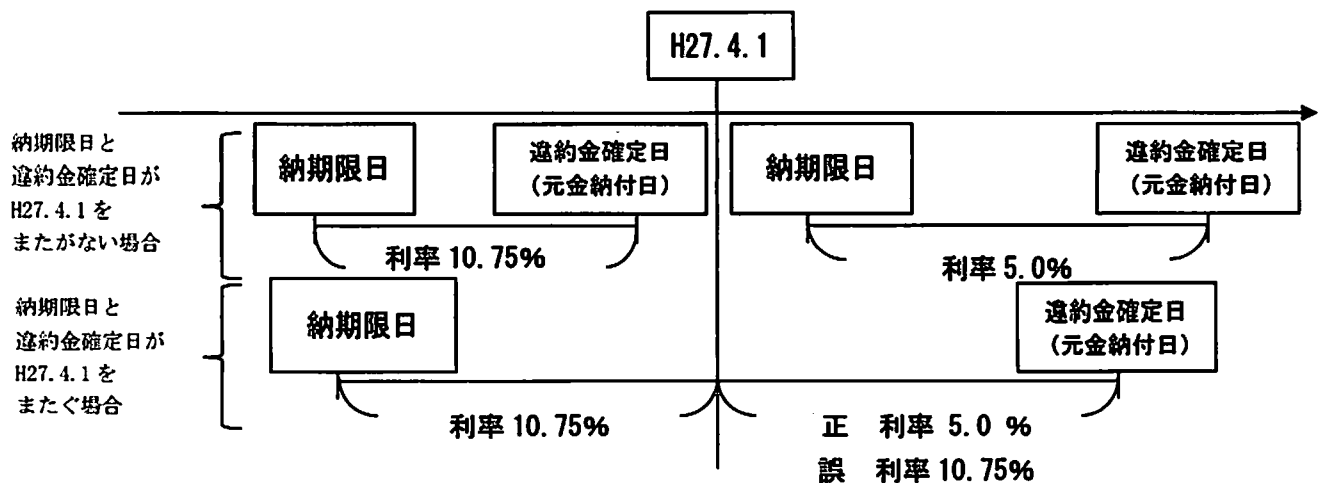
母子父子寡婦福祉資金償還金に係る違約金の計算誤りについて

令和2年3月26日  
子ども未来部

1 事案の概要

母子家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、修学や技能習得等に必要な資金を貸し付ける母子父子寡婦福祉資金貸付制度では、その償還において、納期限日までに元金が納入されない場合には国が定めた利率に基づき違約金を徴収しており、その利率は、国の制度改正により平成27年4月1日に10.75%から5%に引き下げられたところであります。

この改正により、納期限日が平成27年3月31日以前で、元金納付日が平成27年4月1日をまたぐ場合に係る違約金の利率は、平成27年3月31日までの分は10.75%、平成27年4月1日以降の分は5%とすべきものを、平成27年4月1日以降の分についても10.75%として、誤った算出プログラムを組んでしまい（下図参照）、誤って違約金を算定・徴収した世帯が一部にあることが判明したものであります。なお、納期限日が平成27年4月1日以降のものに係る違約金については、5%として正しく算定・徴収しているところであります。



〔参考〕 違約金計算式  $(元金) \times (延滞日数) / 365 \times 違約金の利率$   
 ※ 延滞日数 = 違約金確定日 (元金納付日) - 納期限日

2 発生の要因

制度改正に伴う業務システムの改修に当たり、本市において厚生労働省からの通知等を十分に確認せずに、当該システム改修業務の完了確認を行い、事務を進めてしまったことによるものであります。

3 誤徴収人数及び金額

(1) 誤徴収人数及び金額

人数	誤徴収額(要返還額)
150人	833,115円

※ 誤請求者全体では241人

## (2) 1人当たり要返還額ごとの人数と金額

1人当たり要返還額ごと	人数(人)	要返還額(円)
100円未満	40	1,311
100円以上1,000円未満	44	16,647
1,000円以上5,000円未満	34	78,189
5,000円以上10,000円未満	10	74,209
10,000円以上50,000円未満	19	414,814
50,000円以上	3	247,945
合計	150	833,115

(注) 1人当たり返還額 最低金額1円 最高金額99,807円

## 4 今後の対応

誤って請求した方については、その旨を文書で通知し、訪問等によりお詫び及び事情説明をした上で、誤徴収があった方については返還を進めます。

## 5 再発防止

今後、同様の誤りが発生しないように、以下の徹底により、適正な事務処理を進めます。

- (1) 当該業務について複数の職員で国からの通知等を確認し、事務を進める。
- (2) システム改修に係るチェックリストを作成し、関係職員で情報共有する。
- (3) システム委託事業者と法令等の改正内容について書面等により確認する。
- (4) システム改修後は、チェックリストにより、貸付に係る関係例規や事務取扱要領との照合作業を複数人により行う。
- (5) システム改修が生じる制度改正の際には、同一事業を実施している県及び本市、システム委託事業者との三者で改正内容確認を行う。
- (6) 毎年度、年度始めに課内で行っている業務研修において、業務の根拠の詳細な確認を行う。

## 6 スケジュール

令和2年3月26日	全員協議会説明、市政記者クラブへの情報提供
令和2年3月27日～	対象者あて通知書発送、電話連絡・訪問開始
令和2年4月末まで	全対象者(241人)への対応完了予定(返還含む)